

# 志免町子ども未来プラン 〔第2期子ども・子育て支援事業計画〕

[令和2年度～令和6年度]



令和2年3月  
志免町

- 平成30年7月より、健康課に子育て世代包括支援センター「さくらの木」を開設し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援をおこなえるように体制をつくっています。
- 総合福祉施設「シーメイト」には、子育て支援センターを開設し「子育て広場」をはじめとした子育てに関する講座や、子育ての相談、子育てに関する情報の収集、提供をしています。また、「ファミリー・サポート・センターしめ」による子育ての相互援助活動（有償）を行い、親子の交流活動、町の子育て支援機能を集約し充実を図っています。
- 学校教育については、各学校が家庭や地域と密接な連携・協力ができる信頼関係を築き、児童生徒がいきいきと学べる学校づくりを進めています。そのなかで、学力向上は重点課題となっており、「授業づくり」、「集団づくり」、「習慣づくり」の3つの柱から取り組みを強化しています。
- いじめ・不登校対策として、学校や教育委員会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員等を配置し、関係機関等と連携しながら、いじめ・不登校問題等の早期発見と個別的な対応の充実を図っています。
- 社会教育については、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭や地域の教育力の向上を図り、幼年期から基本的な生活習慣や望ましい人間関係を築く力を培うために、家庭はもとより地域ぐるみで子どもの自主性・自律性・社会性を育てながら青少年の健全育成に努めています。

## **(2)「志免町子どもの権利条例」による取り組み**

平成19年4月、志免町では九州の自治体では初となる「子どもの権利条例」が施行されました。この条例に基づき、11月20日を「しめまち子どもの権利の日」と決めました。これにちなみ、子どもが参加し、自己表現や意見表明をすることや子どもの権利についての周知を目的とした「子どもの権利フェスタ」を実施しています。平成29年度からは「子どもの権利かるた大会」を実施し、平成30年度からは、町内の小中学校から「子ども実行員」を募り、子どもの権利イベントの企画・運営を行っています。「子どもの権利かるた大会」の他にも、「志免町文化祭」での出店も平成30年度から行い、売上金については災害被害地域に寄付をしています。

また、子どもの権利の救済や回復のための助言や支援、必要に応じて調査、調整、勧告、是正要請を行う公的第三者機関である「志免町子どもの権利救済委員」「子どもの権利相談室（スキッズ）」を設置しています。

このほか、条例に基づく施策の状況を検証し、子どもの権利を保障するための機関として「志免町子どもの権利委員会」を設置し、第三者的な立場から調査・審議した結果を町に報告・提言しています。

町は、この提言を尊重し必要な措置を講じることとしています。

### ■■志免町子どもの権利条例の骨格■■

前文

第1章 総則(第1条～第5条)

目的 定義 責務 子どもの権利の普及 子どもの権利の日

第2章 人間として大切な子どもの権利(第6条～第10条)

子どもの大切な権利 安心して生きる権利 自分らしく生きる権利

意見表明や参加する権利 支援を受ける権利

第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障(第11条～第13条)

家庭における権利の保障 子ども施設における権利の保障 地域における権利の保障

第4章 子どもにやさしい町づくりの推進(第14条～第16条)

意見表明や参加の促進 子どもの居場所 施策の推進

第5章 子どもの権利救済(第17条～第23条)

権利侵害に関する相談及び救済 子どもの権利救済委員 救済委員の職務

勧告などの尊重 救済や回復のための連携 救済委員に対する支援や協力 報告

第6章 検証(第24条～第26条)

子どもの権利委員会 権利委員会の職務 提言と尊重

第7章 雑則(第27条)

委任

## 基本目標 I

# 子どもの伸びる力を支える

- ①子どもの権利の周知と理解
- ②子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実
- ③次世代を含む若い世代へ、子どもを生き育てることの意識啓発
- ④子どもの健全育成に関する取り組みの充実
- ⑤障がいのある子どもの療育・教育の推進

## ① 子どもの権利の周知と理解

平成 19 年 4 月、志免町では“子どもを成長過程にある人として認め、支え、さらに子どもを見る視線や子どもの理解のしかた、興味を持って関わる姿をイメージして”作成された「志免町子どもの権利条例」を施行しました。

平成 30 年度調査によると、子どもの権利条例の認知度は、保護者、小学生、中学・高校生世代のいずれも過半数を占めていますが、内容まで知っている人は、いずれの年代でも 1 割弱となっており、条例の内容は十分に周知されていない状況です。

子育て・保育に関する支援のあり方を検討するにあたり、「志免町子どもの権利条例」では、子どもの意思を尊重するものとされていることや、近年では児童虐待など子どもの人権を侵害する問題も多くみられることから、子どもの権利が十分に尊重されることを趣旨として作成された本条例の周知と実践に向けた取り組みは、より重要になっているといえます。

今後は、「子どもの権利条例」第 16 条第 1 項に基づく行動計画を作成し、子どもの権利を守るまちづくりを推進します。また、子どもの権利についての正しい理解を広めるため、ホームページや広報への掲載をはじめ、パンフレットの配布等を行い、意識啓発の取り組みを進めます。また、「子どもの権利相談室（スキッズ）」において、子どもや保護者からの相談に迅速できめ細かな対応を図ります。

### (1) 志免町子どもの権利条例の周知と理解を広める取り組みの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
1	子どもの権利条例に基づく行動計画の推進	「志免町子どもの権利条例」に基づく行動計画を策定し、子どもの権利相談室(スキッズ)、子どもの居場所づくり等を推進していきます。	子育て支援課
2	子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進	広報やホームページへの掲載をはじめ、パンフレットの配布やイベント等を行い、子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の取り組みを進めます。	子育て支援課

## (2)子どもの権利相談の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
3	子どもの権利相談体制の充実	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対する相談等を充実するため、「子どもの権利相談室(スキッズ)」を運営するとともに、教育相談室や民生委員・児童委員、関係機関等への働きかけを行う等、連携の強化に努めます。	子育て支援課 学校教育課
4	関係機関と連携したきめ細かな支援の実施	教育相談室等の相談に関係する機関と連携し、被害にあった子どもの状態に応じた対応や、保護者に対する助言、訪問や相談等のきめ細やかな支援の実施に努めます。また、犯罪や児童虐待等によりケアの必要なケースには、被害の再発防止の観点も含めて、教育相談、保育園での相談事業等を活用しながら対応を図ります。	子育て支援課 福祉課 学校教育課 社会教育課 健康課 生活安全課 まちの魅力推進課

## ② 子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実

志免町では、第5次志免町総合計画後期基本計画において、「誰もが輝く住みよいまち」の実現に向けて、教育においては「未来の担い手と共に育つ」ことを基本目標におき、社会の変化に主体的に対応しながら、自らの生き方を創り出していく町民の育成を目指しています。そのため年度ごとの主要施策を定め、小・中学校及び関係機関・団体と連携し、広く町民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実な施策の推進に努めています。

平成30年度調査によると、携帯電話やスマートフォンの所持率は、中学生で88.4%、高校生世代で96.0%となっています。また小学生では、平日に携帯電話を使う時間が「なし」とする回答が前回より約20ポイント減少するなど、携帯電話等の利用が広がっています。

また、近年では少子高齢化に伴い、児童数の減少、地域の結びつきの希薄化と地域活動の縮小等が発生しており、子どもたちが異年齢、異世代間で、実際に顔を合わせての交流をする機会も減少し、その交流による人格形成や伝統・知識、経験等の継承の機会が少なくなっています。

よって、今後小・中学校においては、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、教育の目的や目標の実現を図り、子どもの生きる力を育むことを目指します。

このほか、子どもたちがメディアと適切に接する力を養成するメディアリテラシーに関する学習を推進します。さらに、子どもが指導を受ける際に、性別にかかわらず能力を生かせるように配慮します。

また、家族や育児、食に関して学ぶ機会を充実し、家族や子育てに関する理解とあわせ、早寝・早起き、朝ごはん等の基本的な生活習慣を身につけることの必要性についても理解を進めます。

(1)子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
5	総合学習における子どもの福祉・職場体験等の充実	小・中学校で、総合的な学習の時間等の中で、福祉体験活動や職場体験活動を実施し、子どもの多様な体験活動を充実させます。	学校教育課
6	メディアリテラシー教育の充実	小・中学校における道徳や学級活動で、情報モラルに関する指導内容を年間カリキュラムに位置づけてメディアの情報を読み解く力の学習指導に取り組みます。	学校教育課
7	学校教育における男女平等教育の推進	人権教育の視点に立ち、道徳・学級活動で男女共同参画の大切さ等について学習指導します。また、社会科の歴史や公民で基本的人権について指導します。	学校教育課
8	家族や育児について学ぶ機会の拡充	小・中学校における道徳や家庭科で家族のあり方、家族の役割や仕事について学習指導します。また、生活科では家族の役割と手伝いについて体験的に学ぶよう指導します。	学校教育課
9	学校教育における食に関する学習機会の充実	家庭科や学級活動で食育に関する学習指導等、学習機会の充実を図ります。また、日常的に学校栄養士が食に関する指導を行います。	学校教育課 健康課

(2)子どもの体験活動の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
10	休日や長期休暇における子どもの異年齢交流の促進	生涯学習の一環として、子どもたちが地域の中でさまざまなことを学び体験できるよう、ジュニア講座等の事業を充実させます。	まちの魅力推進課
11	異文化交流事業の実施	子どもたちに異文化、交流の機会を提供していきます。	まちの魅力推進課
12	学校施設等を活用した子どもの活動支援	学校の施設や校庭等を活用し、多様な活動・体験ができるような支援を図ります。また、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室の整備を検討します。	子育て支援課 社会教育課
13	小学生の放課後や夏休み等の居場所の充実	小学生に向けて夏休みに実施している地域子ども教室に加え、放課後や学校の長期休業中(夏休み等)に安全で安心して活動できる居場所を確保し、多様な体験・活動を選択できる環境をつくります。	子育て支援課
14	子どもの遊び場の充実	気軽に利用できる子どもの遊び場として、シーメイトの「なかよしパーク」の充実を図ります。また町内の公園を活用した子どもの多様な遊び場づくりに努めます。さらに遊びボランティアの育成を図ります。	子育て支援課 福祉課

### ③ 次世代を含む若い世代へ、 子どもを生み育てることの意識啓発

思春期という時期は、健全な社会人として成長し、将来、親となるための準備段階として非常に重要な時期にあたります。

近年では、若年層を含む危険薬物の使用などが増加しており、違法な手段での入手に関わることや、心身の健全な成長に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

また、子どもに対する親の虐待も問題となっており、次世代に親となる児童・生徒が子どもとの触れ合いを通じ、命の大切さや、親となり子どもを育てることの意義、大切さを学び、自身の心身ともに健全な成長のために必要なことを学ぶ思春期の教育を受けることが重要です。

今後は、学級活動や道徳、保健の時間などを利用し、専門家や関係機関の協力を得ながら、思春期教育における心と体の教育の拡充を図ります。また、学校での職場体験学習や、ボランティア活動等を通して、乳幼児とふれあい交流する機会を提供し、次代の親となる意識の醸成に努めます。

#### (1) 思春期教育における心と体の教育の拡充

事業番号	事業名	内容	担当課
15	思春期教育の拡充	小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶため、道徳、保健の時間等を利用し、養護教諭や保健師等と連携して教育を行います。	学校教育課 健康課
16	健康教育の充実	小・中学校の保健の時間や特別活動での学習を中心に、薬物や喫煙、飲酒等についての正しい知識の習得に向けた教育を計画的に実施します。	学校教育課

#### (2) 中・高校生等が子どもとふれあう機会の拡充

事業番号	事業名	内容	担当課
17	中・高校生が子どもとふれあう機会の提供	職場体験や保育園・幼稚園等の交流を通し、中・高校生が子どもとふれあう機会を提供します。	学校教育課 子育て支援課

## ④ 子どもの健全育成に関する取り組みの充実

現在、いじめや不登校、ひきこもり等、子どもをめぐるさまざまな問題が顕在化しています。

平成30年度調査によると、「学校へ行きたくない」と感じる人がよくある割合は、小学生で13.3%、中・高校生では、1週間のうちに毎日あるいは数回程度そのように感じる人が22.9%となっています。また、いじめられた経験がある人は小学生で7.9%、中学生で5.4%、高校生世代で2.7%であり、志免町においても、子どもをめぐるさまざまな問題に対する取り組みは重要な課題であるといえます。

まずは、子どもや保護者が一人で問題を抱え込まないよう、教育相談室等の相談窓口の情報提供や機能の充実を図るとともに、子ども、保護者への周知に努めます。また、ひきこもりや不登校の児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーや相談員の派遣により、対応を充実していきます。その際、子どもの立場に立つことを第一とし、関係機関、団体への働きかけに努めます。

問題を抱える子どもや家庭に対しては、地域ぐるみでの支援も必要です。学校間及び関係機関との連携を強化し、また、志免町保護司会や志免町青少年問題協議会、民生・児童委員等による子ども自身及び保護者への支援を進めます。

このほか、地域の結びつきを活かし、町民一人ひとりが子育ての担い手として、見守り、相談、関係機関との連携・協働ができるような意識の醸成を図ります。

### (1) 子ども・青少年相談機関との連携及び子どもへの情報提供

事業番号	事業名	内容	担当課
18	教育相談機能の充実	教育相談室において、来室相談、電話相談、訪問相談を随時受け付けます。	学校教育課
19	子どもへの情報提供の拡充	ホームページや広報の活用、パンフレット等を作成し、子どものための相談窓口についての情報を子どもに周知します。また、周知方法について検証を行い、その結果に基づいた改善を進めます。	子育て支援課 学校教育課

### (2)ひきこもり及び不登校やいじめへの対応の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
20	ひきこもり及び不登校への対応	各中学校に適応指導教室を設置し、教室へ入れない生徒に対し、NPO 法人との連携により不登校の生徒への学習支援、心的支援を行います。	学校教育課
21	子どもの視点に立った関係機関の連携強化	町教育相談室のスクールソーシャルワーカーが子どもの最善の利益を考慮しつつ、児童相談所、警察等の関係機関との連携を図ります。	学校教育課

### (3)非行等の問題を抱える子どもや家庭への支援

事業番号	事業名	内容	担当課
22	学校における関係機関の連携による支援体制づくり	町内全学校と教育相談員・スクールソーシャルワーカー・指導主事が参加する生徒指導委員会を開催し、小・中学校間の連携を図ります。また必要に応じて関係各機関との連携を図ります。	学校教育課
23	子どもの立ち直り、保護者の子育て支援における関係機関の連携の充実	志免町保護司会や志免町更生保護女性会、志免町青少年問題協議会で情報交換を行い、子ども自身および保護者への子育て支援を充実させます。	福祉課 社会教育課

## ⑤ 障がいのある子どもの療育・教育の推進

障がいや発達に遅れがみられる子どもの自立や社会参加に向けて、障がいの早期発見と療育を充実させ、一人ひとりの成長段階に応じて切れ目のない支援を実施していくことが求められます。そのためには、乳幼児期からの一貫した相談体制の充実が必要となります。また、共生社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、子ども一人ひとりが互いを認め合い、可能性や能力を発揮できるための教育、環境整備が必要となります。

平成30年度調査の結果からは、子どもの権利として大切だと思ふこととして、保護者、小学生、中学生・高校生世代のいずれにおいても、5割から7割台の人が「障がいのある子どもが差別されないで、みんなと一緒に暮らせること」と回答しています。

今後は、障がいに関する正しい理解を深めてもらうため、町民に向けた意識啓発を進めます。また、母と子の心の相談事業等をはじめ、療育に関する相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子の早期発見および支援に努めます。

保育園や幼稚園、小・中学校では、障がいのある子どもの受け入れを充実させていくため、関係機関と連携した早期発育支援や発達段階に応じた特別支援教育を進めます。また、福祉創造塾「ふれあいの部屋」をはじめ、町内のボランティア団体等との連携を図り、障がいの有無にかかわらず、子ども同士が日常的に交流を図れるよう取り組みを進めていきます。

### (1) 療育・相談体制の充実

事業番号	事業名	内容	担当課
24	療育に関する相談体制の充実	福祉課内に設置した、こども発達相談(しめっこ相談)において、発達の気になる子どもの保護者の相談を受け、必要な福祉サービスにつなげます。また、関係課や福祉サービス事業所と連携し、相談体制の充実を図ります。	福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
		診断から早期発見、リハビリテーション、社会的自立にいたる一貫した取り組みを進めるため、医療機関や障がい者施設等の関係機関との連携を図ります。	

## (2) 保育園・幼稚園の障がい児受け入れの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
25	障がいのある子どもへの早期発見、早期発育支援	発達に関する個別相談や子育て教室で経過を見ていくことで、障がいのある子どもの早期発見と早期発育支援を行います。また、こども発達センターの専門員が保育園等を訪問し、子どもやスタッフへの支援を行います。	福祉課 健康課
26	障がいに関する保育園、幼稚園等の情報交換の促進	発達障がいへの理解を深めるため、障害児保育指導員を配置し、保育園や幼稚園等を巡回し、担任・スタッフ等と情報交換や意見交換をして子どもと保護者への支援体制の充実を図ります。また、保育士等に学習の機会を提供します。	子育て支援課
27	障がい児保育の充実	保育園、幼稚園における障がい児保育の充実を図り、統合保育のなかで共に歩む力が身につくよう努めます。	子育て支援課

## (3) 小・中学校の障がい児受け入れの充実

事業番号	事業名	内容	担当課
28	発達段階に応じた教育の充実	全小・中学校に特別支援学級を、また南小・西小・中央小・東中・志免中に通級指導教室を設置しています。また、特別支援学級には、必要に応じて学級補助員を配置します。計画的に発達段階等による個々のニーズに応じた指導を行うよう努めます。	学校教育課
29	通常学級における対応の充実	通常学級で配慮の必要な児童生徒に対して、学校全体で対応するため、特別支援教育に関する研修等を行います。また、障害児指導教育支援学級補助員を配置して、充実を図ります。	学校教育課
30	学校教育における障がいに対する正しい認識の普及と理解の促進	各学校において、人権教育推進計画に沿った教育を実施します。南小学校における福祉創造塾「ふれあいの部屋」での日常的な交流をはじめ、児童と障がい者の交流の機会を設けます。	学校教育課
31	学童保育における障がいのある子どもの受け入れ	特別支援学級や療育機関と連携をとり、受け入れ体制を整備します。加配支援員を配置し、安心して安全な保育ができる環境整備に努めます。	子育て支援課

## (4) 社会参加、交流活動の推進

事業番号	事業名	内容	担当課
32	障がいに関する正しい理解を進めるための意識啓発	町民に向けた障がいに関する正しい理解を広めるため、「障害者週間」をはじめ、あらゆる機会をとらえ意識啓発を進めます。	福祉課
33	障がい者と児童の日常的な交流の促進	南小学校における福祉創造塾「ふれあいの部屋」への児童の訪問や手伝い、また運動会、遠足、集会、終業式等の学校行事への障がい者の参加等、児童と障がい者との日常的な交流を促進します。	学校教育課
34	配慮を必要とする子どもの地域での活動支援	障がいや慢性疾患等を持った子ども、ケアを要する子どもが地域の中でさまざまな活動に参加できるよう、保護者同士や子どもたちが情報交換・交流できる場所を提供します。	福祉課

## 5. 志免町子どもの権利条例

平成 18 年 12 月 20 日  
志免町条例第 45 号

### 前文

子どもは、一人の人間であり、かけがえのない大切な存在です。子どもには、人間として生きていくための当然の権利があります。子どもは、その権利が保障され、健やかに成長していくことができます。子どもは、自分の意見を自由に言うことができ、大人は子どもの意見を尊重します。子どもは、安心して助けてと言うことができ、大人は子どもを守ります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合うことができます。子どもは、大人と共に志免町をつくっていく仲間です。子どもが幸せな町は大人にとっても幸せな町です。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。子どもは、平和と豊かな環境のなかで、健やかに成長していくことができます。子どもは、世界中の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。私たちは、このような町づくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号通称子どもの権利条約）の理念に基づき、志免町が子どもの権利を尊重する町であることを明らかにし、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長

を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

#### （定義）

第 2 条 この条例において「子ども」とは、18 歳未満の人をいいます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、その他の子どもが利用する施設をいいます。

第 3 条 町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親などの保護者（以下「親」といいます。）は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 町、親、子ども施設関係者、町民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

7 町、親、子ども施設関係者、町民は、子どもが一人の人間として自分らしく健やか

に成長していくことができるよう支援します。

(子どもの権利の普及)

第4条 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるため、さまざまな方法を通じてその普及に努めます。

2 町は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう支援します。

3 町は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第5条 子どもの権利についての関心や理解を深めるために、「しめまち子どもの権利の日」を設けます。

2 「しめまち子どもの権利の日」は、11月20日とします。

3 町は、「しめまち子どもの権利の日」の趣旨にふさわしい事業を行います。

## 第2章 人間として大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に規定する権利は、子どもにとって、自分らしく育ち、学び、成長にふさわしい生活をしていく上で特に大切なものとして保障されます。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安心して生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

(1) 命が守られ、尊重されること。

(2) 暴力を受けず、又は放置されないこと。

(3) 差別を受けないこと。

(4) 愛情と理解をもってはぐくまれること。

(5) 健康に配慮され、適切な医療が提供されること。

(6) 平和と安全な環境の中で生活ができること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

(1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。

(2) 自分の考えをもつこと。

(3) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。

(4) プライバシーが侵されないこと。

(5) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。

(6) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(7) 安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つこと。

(意見表明や参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

(1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。

(2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。

(4) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

(支援を受ける権利)

第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、必要な保護や支援を受けることができます。

## 第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第 11 条 親は、子どもの権利の保障において家庭が果たす役割を認識し、子どもの権利を保障します。

2 町は、親が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親は、虐待や体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 町は、権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第 12 条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対し子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係機関や関係者と連携を図りながら、不登校などについて必要な支援をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第 13 条 町民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう努めます。

2 町は、子どもの成長にかかわる町民の活動を支援し、連携を図ります。

3 町民は、地域において、子どもが安心し

て休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができるような居場所を確保、充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

#### 第 4 章 子どもにやさしい町づくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第 14 条 町、親、子ども施設関係者及び町民は、子どもが家庭、子ども施設及び地域において、意見を表明し、参加することを尊重し、支援します。

2 町は、子どもが町づくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するよう努め、提出された意見などを尊重します。

3 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。子ども施設の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

(子どもの居場所)

第 15 条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所が必要です。町は、居場所についての考え方の普及、居場所の確保と充実に努めます。

2 町は、居場所の提供などの自主的な活動を行う町民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めます。(施策の推進)

第 16 条 町は、この条例に定める子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために行動計画を作成し、推進します。

2 町は、前項の行動計画の進捗状況を第 24 条に定める子どもの権利委員会に報告します。

## 第5章 子どもの権利救済

(権利侵害に関する相談及び救済)

第17条 町は、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関を設置します。

2 子ども、親、子ども施設関係者及び町民は、相談・救済機関に対して、子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害からの救済を求めることができます。

(子どもの権利救済委員)

第18条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、志免町子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設けます。

2 救済委員は、3人とします。

3 救済委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が議会の同意を得て選任します。

4 救済委員の任期は、3年とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

5 救済委員の活動を補助するため、子どもの権利相談員を置きます。

6 町長は、救済委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、解任することができます。

(救済委員の職務)

第19条 救済委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられ

た措置の報告を求めること。

2 救済委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 前2項の職務のうち、勧告、是正要請及び報告の公表をするにあたっては、救済委員は合議をしなければなりません。

4 救済委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第20条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第21条 救済委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(救済委員に対する支援や協力)

第22条 町は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親、子ども施設関係者、町民は、救済委員の活動に対して協力します。

(報告)

第23条 救済委員は、毎年その活動状況などを町長や議会に報告するとともに、広く町民にも公表します。

## 第6章 検証

(子どもの権利委員会)

第24条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、志免町子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子ども

---

の権利にかかわる分野において識見を有する者や町民のうちから町長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

(権利委員会の職務)

第25条 権利委員会は、町長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議にあたっては、町民から意見を求めることができます。

(提言とその尊重)

第26条 権利委員会は、調査や審議の結果を町に報告し、提言します。

2 町は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

## 第7章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に必要なことからは、町長その他の執行機関が定めます。

## 附則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。